

「百舌鳥・古市古墳群」について

【構成資産】 45件49基の古墳

百舌鳥エリア（大阪府堺市）：23基（仁徳天皇陵古墳 ほか）

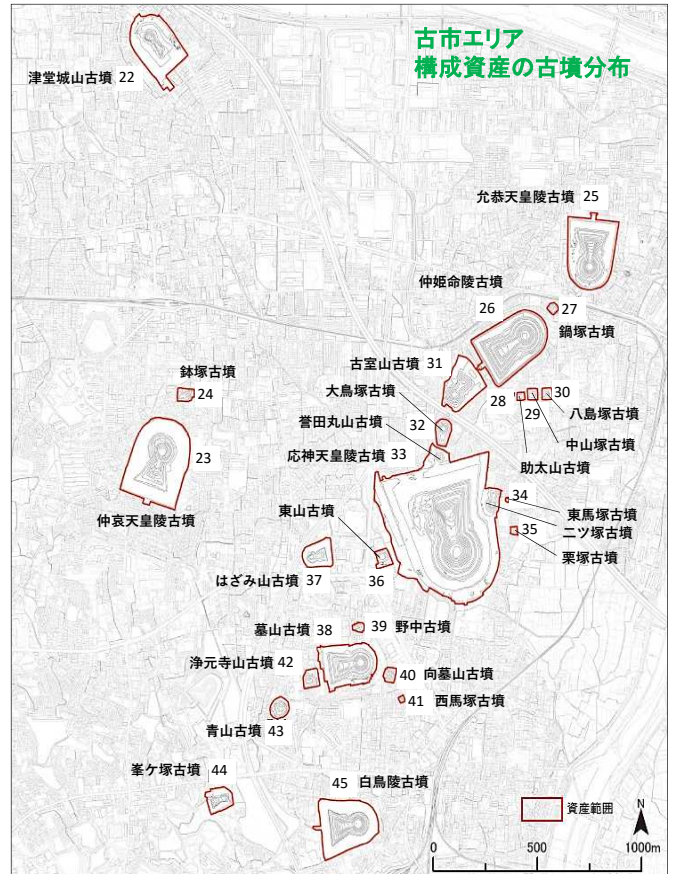
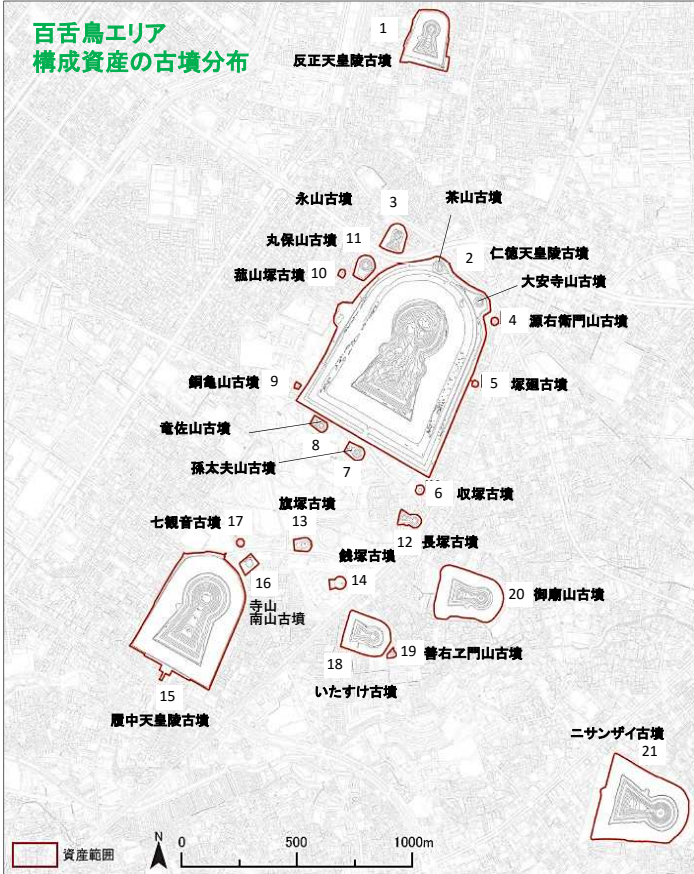
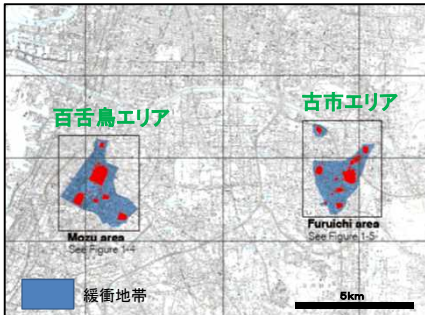
古市エリア（大阪府羽曳野市・藤井寺市）：26基（応神天皇陵古墳 ほか）

【概要】

百舌鳥・古市古墳群は、古墳時代の最盛期であった4世紀後半から5世紀後半にかけて、当時の政治・文化の中心地のひとつであり、大陸に向かう航路の発着点であった大阪湾に接する平野上に築造された。

世界でも独特な、墳長500メートル近くに達する前方後円墳から20メートル台の墳墓まで、大きさと形状に多様性を示す古墳により構成される。墳丘は葬送儀礼の舞台であり、幾何学的にデザインされ、埴輪などで外観が飾り立てられた。

本資産は、土製建造物のたぐいまれな技術的到達点を表し、墳墓によって権力を象徴した日本列島の人々の歴史を物語る顕著な物証である。



資産No.	構成資産の名称	所在地
1	反正天皇陵古墳（はんぜいてんのうりょうこふん）	堺市
2	仁徳天皇陵古墳、茶山古墳及び大安寺山古墳	堺市
	2-1 仁徳天皇陵古墳（にんとくてんのうりょうこふん）	堺市
	2-2 茶山古墳（ちややまこふん）	
	2-3 大安寺山古墳（だいはんじやまこふん）	
3	永山古墳（ながやまこふん）	堺市
4	源右衛門山古墳（げんえもんやまこふん）	堺市
5	塚廻古墳（つかまわりこふん）	堺市
6	収塚古墳（おさめづかこふん）	堺市
7	孫太夫山古墳（まごだゆうやまこふん）	堺市
8	竜佐山古墳（たつさやまこふん）	堺市
9	銅亀山古墳（どうがめやまこふん）	堺市
10	菰山塚古墳（こもやまづかこふん）	堺市
11	丸保山古墳（まるほやまこふん）	堺市
12	長塚古墳（ながつかこふん）	堺市
13	旗塚古墳（はたづかこふん）	堺市
14	銭塚古墳（ぜにづかこふん）	堺市
15	履中天皇陵古墳（りちゅうてんのうりょうこふん）	堺市
16	寺山南山古墳（てらやまみなみやまこふん）	堺市
17	七観音古墳（しちかんのんこふん）	堺市
18	いたすけ古墳（いたすけこふん）	堺市
19	善右工門山古墳（ぜんえもんやまこふん）	堺市
20	御廟山古墳（ごびょうやまこふん）	堺市
21	ニサンザイ古墳（にさんざいこふん）	堺市
22	津堂城山古墳（つどうしろやまこふん）	藤井寺市
23	仲哀天皇陵古墳（ちゅうあいてんのうりょうこふん）	藤井寺市
24	鉢塚古墳（はちづかこふん）	藤井寺市
25	允恭天皇陵古墳（いんぎょうてんのうりょうこふん）	藤井寺市
26	仲姫命陵古墳（なかつひめのみことりょうこふん）	藤井寺市
27	鍋塚古墳（なべづかこふん）	藤井寺市
28	助太山古墳（すけたやまこふん）	藤井寺市
29	中山塚古墳（なかやまづかこふん）	藤井寺市
30	八島塚古墳（やしまづかこふん）	藤井寺市
31	古室山古墳（こむろやまこふん）	藤井寺市
32	大鳥塚古墳（おおとりづかこふん）	藤井寺市
33	応神天皇陵古墳、誉田丸山古墳及びニツ塚古墳	羽曳野市
	33-1 応神天皇陵古墳（おうじんてんのうりょうこふん）	羽曳野市
	33-2 誉田丸山古墳（こんだまるやまこふん）	
	33-3 ニツ塚古墳（ふたつづかこふん）	
34	東馬塚古墳（ひがしうまづかこふん）	羽曳野市
35	栗塚古墳（くりづかこふん）	羽曳野市
36	東山古墳（ひがしやまこふん）	藤井寺市
37	はざみ山古墳（はざみやまこふん）	藤井寺市
38	墓山古墳（はかやまこふん）	羽曳野市、藤井寺市
39	野中古墳（のなかこふん）	藤井寺市
40	向墓山古墳（むこうはかやまこふん）	羽曳野市
41	西馬塚古墳（にしうまづかこふん）	羽曳野市
42	浄元寺山古墳（じょうがんじやまこふん）	藤井寺市
43	青山古墳（あおやまこふん）	藤井寺市
44	峯ヶ塚古墳（みねがづかこふん）	羽曳野市
45	白鳥陵古墳（はくちょうりょうこふん）	羽曳野市

これまでの経緯と今後のプロセス

平成29年	7月31日	文化審議会において、平成29年度推薦候補に選定
	9月26日	ユネスコ世界遺産センターへ推薦書暫定版を提出
平成30年	1月16日	世界遺産条約関係省庁連絡会議
	1月19日	推薦書正式版の提出について閣議了解
	2月1日まで	ユネスコ世界遺産センターへ推薦書正式版を提出(予定)
	9月頃	イコモス(※)による現地調査(予定)
平成31年	5月頃	イコモス勧告(予定)
	夏	ユネスコ世界遺産委員会(予定)

イコモスの勧告と世界遺産委員会の決議について

○世界遺産登録の可否については、イコモス(※)が以下の4つの区分で勧告。

○最終的にはユネスコ世界遺産委員会において決定。

- ①**記載**：世界遺産一覧表に記載する。
- ②**情報照会**：追加情報の提出を求めた上で次回以降の審議に回す。
3年以内に追加情報の提出を行った後、現地調査手続きを除くイコモスの審査を受ける。
- ③**記載延期**：より綿密な調査や推薦書の本質的な改定が必要。推薦書を再提出した後、新規案件と同様の手続きを受ける。
- ④**不記載**：記載にふさわしくないもの、例外的な場合を除き再推薦は不可。

(※) 国際記念物遺跡会議 (International Council on Monuments and Sites (イコモス))
：世界遺産委員会の諮問機関。文化財の保存、修復、再生などを行う国際非政府間組織 (NGO)。本拠地はパリ。1964年設立。